

公益社団法人日本エアロビック連盟 キッズ・ジュニアエアロビック指導員規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)キッズ・ジュニアエアロビック指導員(以下「指導員」という)に関する事項を定める。

(任務)

第2条 指導員は、キッズ・ジュニアエアロビック指導に関わる知識・技能を有し、キッズ・ジュニアエアロビックの普及に努めるものとする。また、指導員は専門指導者としての自覚と情熱を持ち、全人格的な広い視野と高い見識を持たなければならない。

(基礎資格)

第3条 指導員の基礎資格(受講条件)は次の通りとする。

- (1) 受講年度4月1日時点で満18歳以上の人。
- (2) 現在、スポーツクラブや幼稚園、学校等でエアロビック指導に携わっている人又はこれから指導を目指そうとしている人。

(養成講習会)

第4条 受講希望者は、第3条に該当していれば、本連盟に直接受講申し込みができる。

(指導員資格の種類)

第5条 指導員の種類は「キッズ・ジュニアエアロビック指導員」一種類とする。

(資格の認定と登録)

第6条 指導員はキッズ・ジュニアエアロビック指導員養成講習会修了後本連盟の定める資格審査を経て認定される。

- 2 認定を受ける者は、別に定めるエアロビック指導者登録規程及び個人賛助会員規程に則り手続きをして本連盟に登録するものとする。

(資格の有効期間と更新)

第7条 資格の有効期間は2年間とする。有効期間内に本連盟が開催する資格更新研修会を修了し、所定の更新手続きをすることによって有効期間は更に2年間延長される。

- 2 別に定める登録規程に則り、有効期限内に資格を更新しない場合は資格を失う。

(資格の停止と取り消し)

第8条 別に定める倫理規程の違反行為など、指導員としてふさわしくない行為があったときは認定を停止、または取り消す場合がある。

(付則)

本規定は、平成16年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改定